

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目8番9号
【電話番号】	03-3517-1353（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 三ツ木 勝俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期累計期間	第14期 第1四半期累計期間	第13期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (千円)	2,600	11,294	60,534
経常損失 ( ) (千円)	71,911	94,654	373,657
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	72,759	95,501	377,047
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	847,975	1,251,895	1,239,895
発行済株式総数 (株)	13,711	2,105,100	2,081,100
純資産額 (千円)	408,456	831,546	888,008
総資産額 (千円)	431,768	2,068,733	922,429
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ( ) (円)	55.44	45.60	238.20
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	94.6	39.5	96.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。
5. 第14期第1四半期累計期間及び第13期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。また、第13期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は第13期第1四半期累計期間においては非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当社がバイオ後続品として富士製薬工業(株)と共同開発を開始し、同社と持田製薬(株)が日本国内において臨床試験を進め、平成24年11月21日付で両社が製造販売承認を取得いたしました遺伝子組換えヒト顆粒球コロニー形成刺激因子(G-CSF)製剤(開発番号: GBS-001)について、当第1四半期累計期間において、平成25年5月31日付で上市されました。

今後、当社は富士製薬工業(株)に対して当該医薬品の原薬を安定的に供給し、富士製薬工業(株)と持田製薬(株)が2ブランド2チャンネルで販売することになります。一方、G-CSFの産生細胞は韓国のDong-A ST Co., Ltd. (旧東亜製薬(株))から導入しており、同社にはロイヤリティーを支払うことになります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態に関する分析

##### 流動資産

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末比124.4%増の2,062,395千円となりました。これは主に、現金及び預金が1,147,990千円増加したことによるものであります。現金及び預金の増加については、転換社債型新株予約権付社債等の発行による資金調達が主な要因であります。

##### 固定資産

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末比92.7%増の6,337千円となりました。これは主に、投資その他の資産に含まれる差入保証金が3,240千円増加したことによるものであります。

##### 流動負債

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末比17.7%増の29,319千円となりました。これは主に、未払法人税等が4,707千円減少したものの、流動負債のその他に含まれる未払金が10,067千円増加したことによるものであります。

##### 固定負債

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末比1,198,357千円増の1,207,867千円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債が1,200,000千円増加したことによるものであります。

##### 純資産

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比6.4%減の831,546千円となりました。これは、新株予約権の行使による資本金及び資本準備金それぞれ12,000千円の増加並びに新株予約権の発行による新株予約権15,040千円の増加があったものの、四半期純損失を95,501千円計上したことによるものであります。

#### (2) 業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、昨年末の政権交代以降、デフレ脱却に向けて安倍首相が経済政策「アベノミクス」を打ち出したことで、円安・株高の動きが生まれ、景気回復への期待感が出てまいりました。その後、中国・韓国との関係悪化や中国経済の調整局面、米国経済の出口戦略といった政治経済の両面から影響を受け、やや調整局面に入っております。

このような環境の下、「アベノミクス」の肝となる成長戦略が具体化することで、現状を打破し、今後の日本経済が活性化することが期待されています。この成長戦略の一つの柱として医療分野が掲げられており、京都大学山中教授がノーベル賞を受賞したiPS細胞の実用化に多くの注目が集まっております。しかしながら、一方では、高齢化に伴い年々増加する国民医療費の抑制が大きな課題となっており、ジェネリック医薬品の普及や混合診療の解禁など医薬品業界の規制緩和が必要とも言われております。

当社は、高度医療に用いられる薬価の高いバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）を手掛けることで、このような社会的ニーズに応えるとともに、安定的な収益基盤を早期に構築してまいります。その第一弾として、当社が共同開発を進めてまいりましたG-CSFの薬価収載が平成25年5月31日付で行われ、富士製薬工業(株)及び持田製薬(株)の2社により国内販売が開始されました。なお、当第1四半期累計期間における市販用原薬の販売はありませんでしたが、当事業年度における納入計画は予定通りに進捗しております。

一方、バイオ新薬事業におきましては、有望な医薬品シーズの創出を加速化するため、他社との共同研究を積極的に進めてまいります。その成果として、平成25年5月14日付で、バイオ医薬品高産生細胞株の樹立を目的とした共同研究契約を扶桑薬品工業㈱と締結いたしました。なお、当第1四半期累計期間におけるバイオ新薬事業の売上高はありませんでしたが、積極的な共同研究の推進によりライセンスアウトの確度を高めていきたいと考えております。

これらの結果、売上高は11,294千円（前年同期比334.4%増）、営業損失は93,641千円（前年同期は71,331千円の営業損失）、経常損失は94,654千円（前年同期は71,911千円の経常損失）、四半期純損失は95,501千円（前年同期は72,759千円の四半期純損失）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、研究開発におけるリスクを低減させるため、研究開発過程の全てを自社で行うことはせずに、社外との業務提携によって推進することを基本方針としております。このため、業務提携先の方針の変化などによって、研究開発の進捗が遅れるなど、外部要因によって当社の収益が大きく影響を受ける可能性があります。

また、当社は積極的にパイプラインの拡充を図っていく方針ですが、新規の開発品に着手することにより、研究開発費が大幅に増加する可能性があります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社が業を営む医薬品業界の特質として、研究開発投資がリターンを生み出すまでの期間が長く、これに伴うリスクも高いと考えられております。このため、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、間接金融による資金調達は難しく、直接金融による資金調達が基本になると考えております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、27,462千円であります。

また、平成25年5月14日付で、バイオ医薬品高産生細胞株の樹立を目的とした共同研究契約を扶桑薬品工業㈱と締結いたしました。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、当面の間は、新薬と比較して明らかに研究開発リスクの小さいバイオ後続品に経営資源を集中する方針であります。また、研究開発の早期の段階で業務提携を行い、開発業務と費用を分担することで、研究開発費とリスクの低減を図ってまいります。現在、G-CSFに続く開発品の拡充に向け、業務提携候補先との交渉を進めております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

医薬品開発におけるリスクを分散させるためには、複数の開発品を保有し、パイプラインの充実を図ることが最重要課題であると考えておりますが、そのためには研究開発資金が必要となります。特に、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許期間の満了時期から逆算して研究開発を開始する必要があるため、機を逸することのない意思決定と経営資源の投入を行う必要があります。また、バイオ新薬については、優れた有効性や差別化を訴求できるように限られた経営資源でデータを得て、あらゆる手段を講じて、ライセンスアウト先との交渉の機会を作ることにも注力いたします。そこで、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、開発品の優先順位を勘案の上、財務会計面及び管理会計面からも検討を加え、意思決定を行っていききたいと考えております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,105,100	2,105,100	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,105,100	2,105,100	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年2月28日取締役会決議及び 平成25年4月26日臨時株主総会決議
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	847,440(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,888
新株予約権の行使期間	平成25年5月1日から 平成30年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、10,593株とする。

2. 新株予約権の発行価格は、1個につき188,000円とする。

3. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4(1)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

4. (1) 当社は、当社が新株予約権の発行後、所定の各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4) (1)の所定の各事由により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、当社は、新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

6. (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年2月28日取締役会決議及び 平成25年4月26日臨時株主総会決議
新株予約権の数(個)	48(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	635,593(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,888
新株予約権の行使期間	平成25年5月1日から 平成30年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各社債の金額は金25,000,000円の1種とし、各社債に付する新株予約権の数は1個とする。

2. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、当該新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。

ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. (1) 当社は、当社が新株予約権付社債の発行後、所定の各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (4) (1)の所定の各事由により転換価額の調整を必要とする場合以外にも、当社は、社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、転換価額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
5. 各新株予約権の一部行使はできない。
6. 新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日 (注)	24,000	2,105,100	12,000	1,251,895	12,000	1,155,161

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】  
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】  
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,080,400	20,804	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	2,081,100	-	-
総株主の議決権	-	20,804	-

(注) 新株予約権の行使により、当第1四半期会計期間末における発行済株式総数は24,000株増加し、2,105,100株となっております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	887,428	2,035,419
受取手形及び売掛金	16,833	11,124
その他	14,878	15,852
流動資産合計	919,140	2,062,395
固定資産		
有形固定資産	582	539
無形固定資産	323	313
投資その他の資産	2,382	5,484
固定資産合計	3,288	6,337
資産合計	922,429	2,068,733
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	6,788	2,080
その他	18,122	27,238
流動負債合計	24,910	29,319
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,200,000
退職給付引当金	9,510	7,867
固定負債合計	9,510	1,207,867
負債合計	34,420	1,237,186
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,239,895	1,251,895
資本剰余金	1,143,161	1,155,161
利益剰余金	1,495,048	1,590,550
株主資本合計	888,008	816,506
新株予約権	-	15,040
純資産合計	888,008	831,546
負債純資産合計	922,429	2,068,733

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	2,600	11,294
売上原価	380	9,684
売上総利益	2,219	1,610
販売費及び一般管理費		
研究開発費	30,871	27,462
その他	42,678	67,788
販売費及び一般管理費合計	73,550	95,251
営業損失( )	71,331	93,641
営業外収益		
受取利息	-	97
営業外収益合計	-	97
営業外費用		
社債発行費等	-	918
株式交付費	580	192
営業外費用合計	580	1,110
経常損失( )	71,911	94,654
税引前四半期純損失( )	71,911	94,654
法人税、住民税及び事業税	847	847
法人税等合計	847	847
四半期純損失( )	72,759	95,501

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	65千円	190千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年5月11日付で富士製薬工業(株)から、平成24年6月27日付でみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合及びネオステラ1号投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期会計期間において資本金が69,930千円、資本準備金が69,930千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が847,975千円、資本準備金が751,241千円となっております。

当第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	55.44円	45.60円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	72,759	95,501
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額 (千円)	72,759	95,501
普通株式の期中平均株式数(株)	1,312,310	2,094,419
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式で、前事業年度末から 重要な変動があったものの概要		第2回新株予約権(新株予約権の数 80個)及び第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(券面総額 1,200,000千円)。詳細は「第3提出 会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載のとおり であります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第三者割当による新株式の発行

平成25年8月5日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について以下のとおり決議いたしました。

発行株式の種類及び数	普通株式	41,900株
発行価額	1株につき	4,816円
発行価額の総額		201,790千円
増加する資本金及び	増加する資本金 1株につき	2,408円
資本準備金に関する事項	増加する資本準備金 1株につき	2,408円
資本組入額の総額		100,895千円
割当先及び割当株式数	伊藤忠ケミカルフロンティア(株)	41,900株
払込期日	平成25年8月22日	
資金の用途	バイオ後続品(GBS-002~009のうち1品目)の研究開発資金	

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月12日

株式会社ジーンテクノサイエンス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日野原 克巳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年8月5日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。